

奈良市議会基本条例（案）〔作業部会案〕に対する各会派・無所属議員からの意見記入シート  
 <今後の特別委員会での協議予定：7月4日（水）・第1章、第2章～12章>

第6章 議会の機能強化

<H24.7.4 現在>

条項	奈良市議会基本条例（案）〔作業部会案〕		会派名または無所属議員名：
6-1 議員研修	<p><u>A案</u>                      議会は、この条例の理念を議員間で共有するため、議員の任期開始後、<u>速やかにこの条例等に関する研修</u>を行うものとする。                      2 議会は、議員の政策立案及び政策提案の能力向上のため、研修の充実強化を図るものとする。</p>	<p><u>B案</u>                      議会は、議員の政策形成、政策立案等に係る能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。</p>	
6-2 議員相互の討議の推進	<p><u>A案</u>                      議員は、議会の機能を発揮するため、委員会等において、積極的な議員間の討議に努めるものとする。                      2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等に積極的に取り組むものとする。</p>	<p><u>B案</u>                      議会は、議員間討議が積極的に行われるよう会議を運営するものとする。</p>	
6-3 政策立案及び政策提言	<p><u>A案</u>                      議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。</p>	<p><u>B案</u>                      議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案及び政策提案を推進するため、政策討論会を開催することができる。</p>	
6-4 調査研究機関の設置	<p><u>A案</u>                      議会は、議案の審査又は市長等の事務に関する調査を行うため、学識経験を有する者等に対し、必要な専門的事項に関する調査を行わせることができる。</p>	<p><u>B案</u>                      議会は、法第100条の2の規定による専門的事項に係る調査に当たり、学識経験を有する者の積極的な活用に努めるものとする。</p>	
6-5 予算の確保	<p><u>A案</u>                      議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。</p>	<p><u>B案</u>                      市長は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議会が、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現し、かつ政務調査機能の充実を図るために必要な予算の確保に努めるものとする。</p>	